

事例 3

責任開始日の前後に生じた事故や発病した疾病

死亡保険金、入院給付金などは、責任開始日後に生じた事故や発病した疾病を原因として死亡されたり、入院されたりしたときにお支払いします。



- ・責任開始日後に生じた交通事故が原因で「髄液漏」が発病し入院した。
- ・責任開始日後に「慢性腎不全」が発病し、その治療のため入院した。
- 入院の原因が責任開始日後に生じた事故であるため、入院給付金をお支払いします。
- ・入院原因となった疾病が責任開始日後に発病したため入院給付金をお支払いします。



- ・責任開始日前に生じた交通事故が原因で契約後に「髄液漏」が発病し入院した。
- ・責任開始日前から「慢性腎不全」の治療を受けており、契約後にその治療のため入院した。
- ! 入院の原因が責任開始日前に生じた事故であるため、入院給付金をお支払いできません。
- ・入院原因となった疾病が責任開始日前から発病していたため入院給付金をお支払いできません。

解説

■ 責任開始日前に生じた事故や発病した疾病を原因とする場合は保険金・入院給付金などをお支払いできません。

ただし、「(無配当)医療保障保険(団体型)、疾病入院・手術保障特約付 集団扱定期保険」で責任開始日から2年を経過して開始した入院・手術については、責任開始日前に生じた事故や発病した疾病を原因とするものでも、責任開始日後の原因による入院・手術とみなします。

主な対象商品

(総合福祉) 団体定期保険、(無配当) 医療保障保険(団体型)、疾病入院・手術保障特約付 集団扱定期保険、団体信用生命保険 など